

港湾運送業

免税の要件

- 港湾運送業を営む方が、港湾区域内で、製品・原材料等の運送荷役のために使用する機械のうち、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない（いわゆるナンバープレートをつけていない）ものの動力源の用途であることが免税要件となります。
- 機械としては、ブルドーザのほか、モーターグレーダ、スクレーパ、ショベルローダ等が該当します。

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は**3年を超えない範囲で設定**。
（最長でも令和9年3月31日まで）

※①	免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
※②	誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 履歴事項全部証明書（写し可）、定款（写）
⑤	機械の写真（前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの、アワーメーター等の数値のわかるもの）
⑥	機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できるもの（写） （カタログ・スペック表・発注書など）
⑦	機械の使用権確認書類 自己所有の場合 → 償却資産台帳（写）、償却資産申告書（写）、売買契約書（写）など 自己所有でない場合 → リース契約書（写）
⑧	機械の所在地が確認できる書類（写）（略図・地図など）
⑨	港湾運送事業法の規定に基づく国土交通大臣の免許状（写） （免許を保有している場合のみ提出）

【免税証の交付】…有効期間は**1年を超えない範囲で設定**。

※⑩	免税証交付申請書（第16号の21様式）
⑪	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※⑫	免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式））をお渡ししますので、記入のうえ、ご提出ください。

（裏面もご確認ください。）

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第 16 号の 30 様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し